

下水道工事に使用する再生砂にかかる特記仕様書

再生砂については下記の点に留意して使用すること。

基礎材に用いる再生砂については、JISA5023 に規定する再生細骨材 L と同等以上であること。

(が満足できない場合は)管渠の基礎材として、耐久性があり、ごみや不純物をほとんど含まず、十分な締固度が容易に得られること。

ただし、細粒分(75 μ m以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。

六価クロム溶出試験は環境庁告示第46号(平成3年8月23日付け)に規定される測定方法により実施することとし、六価クロム溶出量が土壤環境基準の溶出量基準以下であることが確認できるものであること。

六価クロム 0.05mg/ 以下

溶出試験試料には再生砂製品を直接使用し、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。

その他、定めのないものについては監督員と協議するものとする。

砂は再生砂の使用を原則とするが、特別な理由により再生砂の使用が困難な場合は監督員の指示によること。